

件名	愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課
根拠法令等	障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>障害者基本法の一部改正に伴い、地方障害者施策推進協議会にかかる所要の規定整備を行う。</p> <p>協議会名の改称（標題及び第1条） 地方に設置される「地方障害者施策推進協議会」が「審議会その他の合議制の機関」に改正されたことに対応 〔旧〕愛媛県地方障害者施策推進協議会      〔新〕愛媛県障害者施策推進協議会</p> <p>条例の制定根拠条項の改正（第1条） 「審議会その他の合議制の機関」の設置規定の条ずれに対応 〔旧〕障害者基本法第34条      〔新〕障害者基本法第36条</p> <p>委員構成の規定（第3条）の改正 国の障害者政策委員会の委員構成が改正された（「福祉」「自立及び社会参加」）ことに対応</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>委員は、学識経験のある者、障害者、<u>障害者の福祉</u>に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">自立及び社会参加</p>	
施行日	障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号の政令で定める日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p><u>1 障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）</u>  公 布：平成23年8月5日  改正理由：障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環  改正内容：（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日施行分）  ・「中央障害者施策推進協議会」を「障害者政策委員会」に改組し、障害者基本計画に関する調査審議及び施策の実施状況の監視・勧告機能を追加。  ・「地方障害者施策推進協議会」を「審議会その他の合議制の機関」に改組し、施策の実施状況監視機能を追加。  備 考：公布日施行分は、平成23年愛媛県条例第50号で対応済。</p> <p><u>2 愛媛県地方障害者施策推進協議会（概要）</u>  設 置：平成6年11月21日  委員定数：20人以内（現委員：15人、会長：田中チカ子（財団法人えひめ女性財団理事長））  役 割： 県の障害者計画に関する意見具申  県の障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及び<u>施策の実施状況の監視</u>（ _____線部は、今回の法改正により追加）  県の障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議  委員任期：2年（現委員：平成22年11月21日～平成24年11月20日）</p>	